男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画

いたばしアクティブプラン 2020

平成 28 年度　実施状況報告書

板橋区

はじめに

板橋区では、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現をめざすため、平成15（2003）年に「板橋区男女平等参画基本条例」（以下「条例」という。）を制定しました。この条例では、５つの基本理念を定め、区、区民、事業者・民間団体それぞれの責務を明らかにするとともに、男女平等参画社会実現のための行動計画の実現を義務付けています。

区では、この条例に基づき、男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画　いたばしアクティブプラン2020（以下「本計画」という。）を策定し、男女平等参画に関する施策を総合的・計画的に推進しています。

本書は、本計画における各所管課の事業等に関する平成28年度の実施状況をとりまとめたもので、条例第８条第３項の規定に基づき、報告するものです。

目　次

１ 計画の概要（性格・期間・考え方）..... ２
２ 計画の体系..... ３
３ 実施状況報告について..... ５
４ 評価標語及び件数について..... ５
５ 二次評価集計一覧..... ６
６ 平成28年度【評価】及び実績報告..... ７
７ 個別報告
男女平等参画意識の点検結果（事業№74関係）..... 38

１　計画の概要

（１）計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第３項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものであると同時に、条例第８条第１項に規定する「行動計画」であり、「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画　いたばしアクティブプラン」（以下「第四次行動計画」という。）を継承・発展させた計画です。

本計画の「めざす姿１」（全施策）は、女性活躍推進法第 6 条第２項に定められた「市町村推進計画」に該当するもので、「板橋区女性活躍推進計画」として位置づけています。

また、本計画の「めざす姿３/行動 3-2/施策 3-2-2」は、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 3 項に定められた「市町村基本計画」に該当するもので、「板橋区配偶者暴力防止基本計画」として位置づけています。

なお、本計画は、「板橋区基本構想」「板橋区基本計画 2025」「板橋区人口ビジョン及び総合戦略 2019」「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025」「第３期板橋区特定事業主行動計画」及び「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」などの関連計画と整合が図れるように策定しています。

（２）計画の期間

平成 28（2016）年度から 32（2020）年度までの５年間です。

（３）計画の基本的な考え方

① 「第四次行動計画」までの「男女平等参画推進」を踏まえつつ、女性の活躍推進に向けた取組を主眼に置いた計画へと再構築します。

② 「すべての女性が輝くまち　いたばし」を、計画全体を貫く横断的な視点に据え、「選択と集中」による重点化・スリム化、推進体制（しくみづくり）の強化を通じ、より実効性のある計画とします。

③ 条例第３条に規定する５つの基本理念（人権尊重、個人の能力発揮、政策方針決定過程への参画、多様な生き方の選択、仕事と家庭等の両立支援）を行動計画の基本理念とする考え方は、「第四次行動計画」を踏襲します。

④ 生産年齢人口の増加や定住化の促進をめざし、現在、区が魅力ある地域社会の形成に向けて取り組む広報活動「シティプロモーション戦略」のターゲットが 30 歳から 44 歳の女性であることから、効果的に連携が図れるように努めます。

⑤ 本計画では、「性別・年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰にとっても利用しやすくデザインする」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、子ども連れの人などが社会参加・参画しやすいしくみを構築していきます。
区政全般に「女性が社会参加・参画しやすいしくみ」が構築されるよう、区政の担い手であり広報パーソンでもある職員の意識改革を積極的に推進します。

２　計画の体系

○　行動計画全体を貫く横断的な視点

すべての女性が輝くまち　いたばし

めざす姿１ **女性が活躍できるまち** ～女性の多様な働き方を可能にする社会～ 板橋区女性活躍推進計画	行動 1-1 仕事と生活の調和 （ワーク・ライフ・バランス）の推進 行動 1-2 女性の継続就労や社会参画が叶う環境の整備 行動 1-3 就労や能力発揮に向けた支援
めざす姿２ **男女がわかりあえるまち** ～男女平等参画の意義を理解し、共有できる社会～	行動 2-1 男女平等参画の意識づくり 行動 2-2 あらゆる分野へのさらなる男女平等参画促進
めざす姿３ **安心で安全に暮らせるまち** ～性差を理解し思いやりをもって暮らせる社会～	行動 3-1 心とからだの健康支援 行動 3-2 ハラスメント等の根絶
めざす姿４ **実現のために** ～推進を加速する基盤整備の充実～	行動 4-1 区職員の男女平等参画推進 行動 4-2 行動計画実現に向けた進捗管理 行動 4-3 男女平等を進めるためのしくみと男女平等推進センター機能の充実

事業数【132】

施策 1-1-1	ワーク・ライフ・バランスへの理解促進	【3】
施策 1-1-2	男性の働き方改革・家庭参画促進	【5】
施策 1-2-1	企業等における環境の整備とポジティブ・アクションの推進	【5】
施策 1-2-2	子育てに対する支援	【9】
施策 1-2-3	介護等に対する支援	【6】
施策 1-3-1	女性の就労と能力向上に向けた支援	【8】
施策 1-3-2	女性の経済的自立と生活安定に向けた支援	【6】
施策 2-1-1	男性・女性の意識改革推進	【3】
施策 2-1-2	生涯キャリア形成に向けた意識づくり	【4】
施策 2-1-3	幼少期、学校期など若年世代における男女平等参画意識の推進	【4】
施策 2-2-1	区の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大	【3】
施策 2-2-2	地域活動における男女平等参画推進	【2】
施策 2-2-3	男女平等参画の視点を踏まえた防災対策	【2】
施策 3-1-1	性差に配慮した健康づくり支援	【5】
施策 3-1-2	からだと性に関する正確な情報の提供	【3】
施策 3-2-1	様々な暴力・ハラスメントの防止	【5】
施策 3-2-2	配偶者からの暴力の防止と被害者支援 **板橋区配偶者暴力防止基本計画**	【31】
施策 4-1-1	男女平等参画に関する職員の理解促進	【2】
施策 4-1-2	男女がともに働きやすい職場環境の整備	【4】
施策 4-1-3	女性職員が活躍できる環境の整備	【2】
施策 4-2-1	連携による推進体制の充実	【2】
施策 4-2-2	点検評価・成果測定の実施と改善	【3】
施策 4-3-1	相談体制の充実	【2】
施策 4-3-2	広がりを持った広報・啓発	【4】
施策 4-3-3	誰もが参加しやすいしくみづくり	【3】
施策 4-3-4	区民との協働推進	【5】
施策 4-3-5	女性健康支援センターとの連携強化	【1】

３　実施状況報告について

本計画の計画期間である平成 28（2016）年度から 32（2020）年度のうち、平成 28（2016）年度を対象とします。

（１）活動指標

各施策内の主な事業については活動指標を設定し、該当事業を実施する所管課が自己評価（一次評価）を行うとともに、条例第 14 条第 2 項により男女平等参画推進本部がめざす姿、行動、施策について進捗状況を把握し総合評価（二次評価）を行います。評価により施策推進における課題等を明らかにし、次年度以降の効果的な推進につなげていきます。

また、計画期間中、男女社会参画課が主体となって関係所管課と連携し組織横断的に取り組んでいく６事業を「横断的な連携取組」と位置づけています。

（２）事業実績報告

本計画の全 132 事業について、所管課が量的、或いは質的な変化をもとに進捗状況をまとめています。

４　評価評語及び件数について

（１）一次評価（活動指標を設定した事業に対する所管課による自己評価）

評 価 評 語	定　義	一次
達　成	計画どおり、又は、計画より早く進捗し、事業目標を達成した状態	3
順　調	事業目標の達成に向け順調に進捗し、事業継続により目標達成が見込める状態	13
維　持	必ずしも上向き傾向ではないが、ある程度のレベルで進捗し、事業の継続により目標達成が期待できる状態	9
停　滞	事業目標に対して進展していない状態	3
	合計件数	28

（２）二次評価（男女平等参画推進本部による評価）

一次評価を踏まえ、計画の体系（「めざす姿」・「行動」・「施策」）ごとに評価を行います。

評 価 評 語	定　義	姿	行動	施策
達　成	計画どおり、又は、計画より早く進捗し、目標（指標）を達成した状態	0	0	1
順　調	目標（指標）の達成に向け順調に進捗し、達成が見込める状態	3	6	14
維　持	必ずしも上向き傾向ではないが、ある程度のレベルで進捗し目標（指標）達成が期待できる状態	1	4	11
停　滞	目標（指標）に対して低めで推移し、状況が進展していない状態	0	0	1
	合計件数	4	10	27

５　二次評価集計一覧

めざす姿１　女性が活躍できるまち ～女性の多様な働き方を可能にする社会～

二次評価評語：**維持**

行 動	評語	施 策		評語
1-1 仕事と生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）の推進	順調	1-1-1	ワーク・ライフ・バランスの推進	順調
		1-1-2	男性の働き方改革・家庭参画促進	順調
1-2 女性の継続就労や社会参画が叶う環境の整備	維持	1-2-1	企業等における環境の整備とポジティブ・アクション	維持
		1-2-2	子育てに対する支援	順調
		1-2-3	介護等に対する支援	維持
1-3 就労や能力発揮に向けた支援	維持	1-3-1	女性の就労と能力向上に向けた支援	維持
		1-3-2	女性の経済的自立と生活安定に向けた支援	維持

めざす姿２　男女がわかりあえるまち～男女平等参画の意義を理解し、共有できる社会～

二次評価評語：**順調**

行 動	評語		施 策	評語
2-1 男女平等参画の意識づくり	順調	2-1-1	男性・女性の意識改革推進	順調
		2-1-2	生涯キャリア形成に向けた意識づくり	順調
		2-1-3	幼少期、学校期など若年世代における男女平等参画意識の推進	順調
2-2 あらゆる分野へのさらなる男女平等参画促進	維持	2-2-1	区の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大	停滞
		2-2-2	地域活動における男女平等参画推進	維持
		2-2-3	男女平等参画の視点を踏まえた防災対策	順調

めざす姿３　安心で安全に暮らせるまち～性差を理解し思いやりをもって暮らせる社会～

二次評価評語：**順調**

行 動	評語	施 策		評語
3-1 心とからだの健康支援	順調	3-1-1	性差に配慮した健康づくり支援	維持
		3-1-2	からだと性に関する正確な情報の提供	順調
3-2 ハラスメント等の根絶	維持	3-2-1	様々な暴力・ハラスメントの防止	維持
		3-2-2	配偶者からの暴力の防止と被害者支援	順調

めざす姿４　実現のために～推進を加速する基盤整備の充実～

二次評価評語：**順調**

行 動	評語	施 策		評語
4-1 区職員の男女平等参画推進	順調	4-1-1	男女平等参画に関する職員の理解促進	達成
		4-1-2	男女がともに働きやすい職場環境の整備	維持
		4-1-3	女性職員が活躍できる環境の整備	維持
4-2 行動計画実現に向けた進捗管理	順調	4-2-1	連携による推進体制の充実	維持
		4-2-2	点検評価・成果測定の実施と改善	順調
4-3 男女平等を進めるためのしくみと男女平等推進センター機能の充実	順調	4-3-1	相談体制の充実	順調
		4-3-2	広がりを持った広報・啓発	順調
		4-3-3	誰もが参加しやすいしくみづくり	順調
		4-3-4	区民との協働推進	維持
		4-3-5	女性健康支援センターとの連携強化	順調

６　平成 28 年度【評価】及び実績報告

●● めざす姿１　女性が活躍できるまち ●●
～女性の多様な働き方を可能にする社会～

※めざす姿１（全施策）は「板橋区女性活躍推進計画」として位置づけられているため、女性活躍の視点も加味した評価となります。

めざす姿１【維持】

女性の活躍に向け、多様化する子育てに対応する支援が行われている。今後も就労と子育て及び就労と介護の両立においては、雇う側と雇われる側の双方の意識啓発を行うことによって、さらなる理解を深めていく。

行動 1-1　仕事と生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）の推進【順調】

事業者と雇用される側の立場の違いに関わらず、ワーク・ライフ・バランスの理解、促進のための事業に取り組んでいる。引き続き、より効果が上がるよう各事業の実施内容の充実に努めていく。

施策 1-1-1　ワーク・ライフ・バランスへの理解促進【順調】

全庁的な推進体制の構築に向け、区職員、区民、区内事業者などのワーク・ライフ・バランスの現状把握に取り組んでいる。またワーク・ライフ・バランスの理解促進に向け、より積極的に進めていくことが必要である。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値（32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.１	**横断的な連携取組１** ワーク・ライフ・バランス啓発のために関連事業と連携		評価評語：順調 産業振興公社主催事業での PR や表彰企業募集時に板橋法人会との連携は順調に行えた。引き続き応募企業数が増えるための取組を進めていく。
事業 No.２	**横断的な連携取組２** ワーク・ライフ・バランス推進のための全庁的な体制の構築	理解促進に向けた連携会議の開催 10 課（機関）以上連携 年３回以上開催	評価評語：順調 行動計画では 28 年度の作業工程として「調査・構成員、運営方法検討」とある。29 年度の会議開催に向けた準備期間として、予定どおり進捗している。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
1	**横断的な連携取組１** ワーク・ライフ・バランス啓発のために関連事業と連携	ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を連携により様々な対象に向けて周知していく。	産業振興公社主催の「いたばし働きがいのある会社賞」において、リーフレットの配付等会社賞の事業ＰＲが出来た。板橋法人会の会報誌へ記事掲載を依頼し、実現できた。	男女社会参画課（庁内連携）
2	**横断的な連携取組２** ワーク・ライフ・バランス推進のための全庁的な体制の構築	関係所管課担当者を構成員とする、ワーク・ライフ・バランス連携会議を設置する。	連携会議の 29 年度実施に向け、他自治体からの情報収集、方向性の検討、要領の策定、関係課への参加依頼などを行った。	男女社会参画課（庁内連携）
3	現代的な課題の学習「働くことと育児を考える学習」 【働くことと育児を考える講座、はたいくカフェ】	区民の企画運営による講師・助言者を交えた話し合い学習や気軽に話し合える場を設けることでワーク・ライフ・バランスへの理解を図る。	【働くことと育児を考える講座】 ・講座回数（企画運営会議含）：12 回 ・参加者数：108 人 【はたいくカフェ】 ・開催回数：30 回 ・参加者数：105 人	生涯学習課

施策 1-1-2　男性の働き方改革・家庭参画促進【順調】

区が取り組んでいる男性の働き方改革や家庭参画促進に関する事業の内容等を把握し、「いたばしパパ月間」として実施することで相乗効果をあげるべく、準備を進めている。

各種講座等により、男性の家庭や子育てにおけるさらなる意識改革や活躍へと結びつけていく取組が求められる。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.４	**横断的な連携取組３** 「いたばしパパ月間」実現に向けた調査・調整・実施・拡大	月間中に実施する事業数 20 事業以上	評価評語：順調 平成 30 年度実施に向け、12 月～1 月にかけて各課に対して調査を行った。調査結果をもとに対象となる事業を選定し、各事業の主管課から事業の詳細についてヒアリングする等、実施に向けて順調に進んでいる。
事業 No.５	**横断的な連携取組４** 男性の意識向上につながる多様な啓発		評価評語：順調 「いたばしパパ月間」の実施を契機にこれまでと違った角度で意識変革を図っていくことを目的に、各課との調整等が順調に進められている。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
4	**横断的な連携取組３** 「いたばしパパ月間」実現に向けた調査・調整・実施・拡大	各所管課が実施している「父子対象事業」を「いたばしパパ月間」に集中させ、一体的に広報していくことで「男の子育て」を啓発し、男性の育児参加を推進する。	平成 30 年度実施に向け、12 月～１月にかけて各課に対して調査を行った。調査結果をもとに対象となる事業を選定し、各事業の主管課から事業の詳細についてヒアリングする等、調整を進めている。	男女社会参画課（庁内連携）
5	**横断的な連携取組４** 男性の意識向上につながる多様な啓発	区民まつりやマラソン大会等で撮影した「イクメン写真」のコンテスト等、男性が家事・育児等を前向きにとらえ、積極的に参加できるような広報・啓発活動を庁内で連携しながら行う。	「いたばしパパ月間」の実施及び実施報告の展示や広報を通じ、知識やスキルの習得、気づき、共感、実践に向けた意識変革を図っていくため、関係課との課題及び情報共有に向けた準備を進めている。	男女社会参画課（庁内連携）
6	男性向け家事・育児・介護スキルアップ講座	男性が子育てや家事に主体的に参画するための知識やスキルを身に付けられる講座を実施する。	・参加人数：15 組（23 名）	男女社会参画課
7	イクメン講座	父親向けに親子のふれあい遊びや、父親同士が交流する機会を作ることにより、育児の楽しさ・大切さや、育児に必要な知識と家庭力アップの方法を学ぶ場を提供する。	・参加人数：2,526 人	子ども政策課
8	親の一日保育士体験	保育園での一日保育士を体験することで、育児に対する視野を広げ、子育ての楽しさを再発見してもらう。男性の参加を促進することで、育児参加や仕事と子育ての両立支援につなげる。	・参加者数：1,903 人 ・うち父親参加者数：313 人	保育サービス課

行動 1-2　女性の継続就労や社会参画が叶う環境の整備【維持】

会社賞の募集パンフレットや社労士派遣などを通じ、啓発や情報提供など働きかけに努めているが、各事業の実績拡大にはなかなか結びついていない。啓発を含めた支援体制の充実に向けた取組を工夫していくとともに、子育て支援の充実に努めていく必要がある。

施策 1-2-1　企業等における環境整備とポジティブ･アクションの推進【維持】

区内企業に向けてワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい環境の整備をしていく必要がある。会社賞では、応募企業数を増やすため、区内事業者の現状の把握に努め、ニーズに見合った周知を行いながら、区内事業者へ積極的にＰＲ活動を展開していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.10	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰制度の充実（いたばし good balance 会社賞）	応募企業数 15 社以上 （５年間累計）	評価評語:維持 28 年度は、応募企業数２社にとどまった。目標値に達するためには、毎回平均で３社必要となる。今後３～４社の応募があるよう働きかける。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
9	先進企業や関係機関と連携して取り組む区内企業へ向けた啓発普及	ワーク・ライフ・バランス導入による企業の成功事例紹介やノウハウ等、企業トップの理解を促す啓発活動を効果的に実施する。	会社賞を通して、受賞企業の取組事例やノウハウ等を表彰式・広報いたばし・リーフレット等で紹介した。	男女社会参画課
10	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰（いたばし good balance 会社賞）	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に向けて積極的に取り組む企業を支援するため表彰制度の充実を進める。	・応募企業数２社	男女社会参画課
11	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等に関する企業への情報提供と働きかけ	ワーク・ライフ・バランスや、性別を理由とする差別的取扱いとは何か等、女性の活躍推進に必要な情報提供を行い、男女がともに働きやすい環境整備を推進する。	企業の使用者・監督者が主に参加をするセミナー等で会社賞の事業 PR をきっかけに啓発を行った。	男女社会参画課
			男女社会参画課の「いたばし good balance 会社賞」の案内パネル・パンフレットなどを公社主催事業で展示・配布するなど、企業等に向け情報提供を行っている。	産業振興課 (産業振興公社)
12	中小企業の「一般事業主行動計画」策定支援	産業融資利子補給を利用する中小企業者のうち、一般事業主行動計画又はいたばし good balance 会社賞受賞企業に対し、利子補給割合を１割優遇加算する。	・優遇加算利用実績 一般事業主行動計画：０件 いたばし good balance 会社賞受賞企業：３件	産業振興課
13	出前経営支援事業	社会保険労務士を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する相談、一般事業主行動計画の策定、就業規則改正等の助言・指導、企業内研修等を支援する。	・社会保険労務士派遣件数：10 件	産業振興課 (産業振興公社)

施策 1-2-2　子育てに対する支援【順調】

様々な保育ニーズに合わせ各種事業の実績は伸びており順調に推移している。ただし、保育サービス定員については保育施設の整備を拡大しているものの、待機児童解消には至っていない。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （30 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.17	延長保育	実施園 109 園	評価評語：順調 延長保育を行う新規開設園の増加及び実施可能な区立保育園での実施により、平成 29 年４月１日現在で 103 園で延長保育を実施しており、順調に実施園数が増加している。

※目標値は主たる個別計画等における数値となりますので、設定期間終了時に見直します。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
14	乳児期支援の充実 【①乳児家庭全戸訪問事業、 ②離乳食訪問お助け隊事業】	①保健師、助産師、子育てサポーター（区が養成した子育て支援者）による乳児家庭への訪問により、子育てに関する情報提供や育児相談・助言、産後うつ対応など、養育者の不安を解消するための支援を行う。 ②区が養成した“離乳食訪問お助け隊員（栄養士）”が希望する保育者の自宅に訪問し、離乳食に関する様々な疑問、不安を解消する支援を行う。	【乳児家庭全戸訪問事業】 ・訪問件数：4,497 件 ・スクリーニングによる要支援者延数：726 件 【離乳食訪問お助け隊事業】 ・訪問件数 148 件	健康推進課
15	多様な保育環境の整備 【家庭福祉員、小規模保育施設整備、事業所内保育施設整備、民間保育所整備】	仕事等で保育を必要とする保護者に代わり、家庭内保育や、区や民間の空き施設を利用し民間事業者の活用を進める等、多様な保育環境を整備することで待機児解消を目指す。	【家庭福祉員】 ・人数：62 人 ・利用率：98% ・経験年数：９年(29.3 月末) 【小規模保育施設整備】 ・小規模保育所整備数：７か所 ・整備した入所定員数：133 人 ・待機児童数：231 人(29.4.1) 【事業所内保育施設整備】 ・事業所内保育所整備数：３か所 ・整備した入所定員：44 人（定員増含む） ・待機児童数：231 人(29.4.1) 【民間保育所整備】 ・民間保育所整備数：８か所 ・整備した入所定員：755 人（定員増含む） ・待機児童数：231 人(29.4.1)	保育サービス課 子育て支援施設課
16	病児・病後児保育	病気の回復期（病後児）又は回復期でない（病児）児童で、安静を要するため保育園等に通園できないときに、区が委託する医療機関で保育することで仕事を休むことなく子どもを預けられる環境を整備する。	・1 日の受け入れ可能数：21 人 ・施設数：４か所 ・利用率：62.2%	保育サービス課
17	延長保育	就労等の理由により保育が困難な保護者の就労を支援するため、通常保育時間外の保育を行う。	・延長保育実施園数：97 園	保育サービス課

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
18	預かり保育	区内私立幼稚園において、通常の教育時間外でも児童を預けられる環境を整備し、共働き家庭でも幼稚園に子どもを預けられる体制を進める。	・預かり保育実施園(11 時間) 33 園中５園 ・年間実利用児童数：934 人	学務課
19	要支援児保育	区立・私立保育園において、障がいや発達の遅れがある児童を受け入れ、要支援児保育の充実を図ることにより、保護者の経済的自立と育児の両立支援を進める。	・要支援児受入園数：97 園 ・巡回指導回数(心理士及び医師)：1,003 回 ・保育園入所要支援児数：309 人	保育サービス課
20	子育て相談 【子育て相談、育児相談】	児童館や保育園等において、保護者から子育てに関する悩みや不安を解消・軽減するために相談に応じる。	【子育て相談】 ・相談件数：18,544 件	子ども政策課
			【育児相談】 ・相談件数：170 件	保育サービス課
21	子育て支援事業の充実 【ファミリー・サポート・センター事業、育児支援ヘルパー派遣、ショートステイ、トワイライトステイ、子育て支援員養成】	子育て支援に関わる人材を育成することで、子ども家庭支援センターで実施する事業を充実させるとともに、女性の継続就労や社会参画を進める。	【ファミリー・サポート・センター事業】 ・利用会員数：6,926 人 ・援助会員数：219 人 ・延べ利用件数：12,848 件	子ども家庭支援センター
			【育児支援ヘルパー派遣事業】 ・ヘルパーの派遣時間数 ：1,684 時間 ・延べ利用回数：1,000 回 ・実利用者数：116 人	
			【ショートステイ（２歳未満）】 ・実利用者数：19 人 ・延べ利用日数：114 日 【ショートステイ（２歳以上）】 ・実利用者数：215 人 ・延べ利用日数：1,341 日 【トワイライトステイ】 ・実利用者数：60 人 ・延べ利用日数：204 日	
			【子育て支援員養成】 ・講座受講者数：74 人 ・講座修了者数：64 人 ・サポートステーション登録者数 ：63 人	
22	板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」	区内区立全小学校において、放課後の子どもの安心・安全な居場所を確保することで、保護者の仕事等と子育ての両立支援を推進する。	・あいキッズ登録数：21,800 人 ・あいキッズ延利用人数(年間) ：1,255,828 人 ・あいキッズ利用者満足度調査 ：86.4%(「満足」「どちらかといえば満足」の合計)	地域教育力推進課

施策 1-2-3　介護等に対する支援【維持】

高齢化の進行に伴い介護需要が高まる一方、在宅での介護を支える基盤の整備やサービスの多様化も進んでいる。今後も、地縁組織やボランティア・ＮＰＯ、民間事業者等との連携の強化に努め、地域ぐるみで包括的なケアを行う仕組みを構築していくことにより、要介護者を抱える家族の介護に係る負担を軽減し、介護離職等につながらないよう着実に取り組んでいく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値（32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.24	地域のニーズとサービスをコーディネートする生活支援コーディネーターの配置	第２層生活支援コーディネーター※2 19	評価評語：維持 第２層生活支援コーディネーターの配置をする前に、コーディネーターの選出や組織的な補完を担う第２層協議体の設置を重点的に実施した。 平成 28 年度中には第２層生活支援コーディネーターの配置には至らなかったが、平成 29 年４月に計５名の第２層生活支援コーディネーターの配置を予定している。

※1 第 1 層生活支援コーディネーター
区内全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する役割の生活支援コーディネーター（広域開発型）
※2 第 2 層生活支援コーディネーター
日常生活圏域等において圏域の生活支援サービス提供団体間の連携協働を促進する役割の生活支援コーディネーター（圏域調整型）

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
23	介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の推進	住民主体の支援サービスを含めた多様な主体による介護予防、生活支援サービスの提供を推進する。	・予防訪問サービス事業 ：延 22,134 人 ・生活援助型訪問サービス事業 ：延 1,887 人 ・予防通所サービス事業 ：延 23,664 人 ・生活援助型通所サービス事業 ：400 人 ・住民主体型サービス補助事業 ：延 150 人 ・生活機能向上支援事業（運動） ：延 1,201 人 ・生活機能向上支援事業（口腔） ：延 166 人 ・生活機能向上支援事業（栄養） ：延 267 人 ・閉じこもり・認知症予防支援事業（閉じこもり）：延 2,482 人 ・閉じこもり･認知症予防支援事業（認知機能低下予防） ：延 505 人 ・会食サロン事業：延 2,228 人 ※総合事業における介護予防・生活支援サービス事業のみ	介護保険課
24	地域のニーズとサービスをコーディネートする生活支援コーディネーターの配置	多様な主体による介護予防・生活支援サービスの提供や連携強化を進める。	・第２層生活支援コーディネーター：０人（第１層は２人）	おとしより保健福祉センター
25	地域包括支援センター（おとしより相談センター）の充実	地域における介護連携を進め、身近な高齢者や介護家族の総合相談窓口として、包括的ケアを推進していく。	熊野地区、清水地区の２地区に地域包括支援センターを新設した。また、圏域変更等に伴う人員体制の充実も行い、地域包括ケアの連携拠点となる地域包括支援センターについて、適正配置・適正規模を推進し、安心して相談できる機関としての強化を図ることができた。	おとしより保健福祉センター

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
26	介護離職防止のための情報提供	家族の介護を抱えている労働者が仕事と介護を両立できるよう介護休業制度の周知等を進める。	区民向け情報紙「あいしてい No.11」で介護と仕事の両立のための制度を紹介する記事を掲載して区内施設を中心に配布し、広く区民への周知することができた（約 1,600 部）	男女社会参画課
27	認知症高齢者援護事業	認知症サポーターやサポーターを養成する講師（キャラバンメイト）を増やし、認知症高齢者を地域全体で支援する体制づくりを進める。	・認知症サポーター養成数：85 回 3,006 人（うち男性 1,053 人、女性 1,953 人） ・キャラバンメイト養成数：１回 44 人（男性 13 人、女性 31 人）	おとしより保健福祉センター
28	障がい者自立生活支援介護セミナー	障がい者の介護者、支援者等に対して、支援方法や具体的な介護方法が学べるよう介護セミナーを実施する。	・セミナー件数：４件 ・利用実績数：81 人	障がい者福祉課

行動 1-3　就労や能力発揮に向けた支援【維持】

就労を希望する女性のニーズに応じた支援を行っていく必要がある。そのためには、相談やセミナー等の事業で実施したアンケート調査を活かし、要望のあった能力開発などのテーマを取り上げるなど、女性が就労に積極的になれる支援に取り組んでいく。

施策 1-3-1　女性の就労と能力向上に向けた支援【維持】

景気や雇用情勢の動向により、受講者数が減少するという影響を受けたセミナーがあり、受講者の能力向上にスポットをあてるなどの工夫が必要である。働きたい女性の支援のほか、起業したい女性にも焦点をあて取り組んでいく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値（32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.29	就職支援セミナー	実施回数・参加人数 15 回以上 525 人以上 （５年間累計）	評価評語：停滞 雇用情勢の改善により、受講者数が減少傾向にある。事業量は計画通り推移しているが、活動指標の目標達成のためには求職者のニーズや動向に応じた内容の検討や周知方法の見直しが必要である。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
29	就職支援セミナー 【女性のための再就職支援セミナー、就職支援セミナー】	働きたい女性のニーズに対応した再就職・就労・資格取得による就業率向上を目指す。	【女性のための再就職支援セミナー】 実施回数１回（３日間）、参加人数延べ 24 人 【就職支援セミナー】 ・実施回数：３回 参加人数：38 人（うち女性 17 人）	男女社会参画課 産業振興課
			【その他の就職支援セミナー】 ・参加者数：48 人（２回合計）	男女社会参画課
30	起業家支援 【起業家支援セミナー、起業に向けた支援】	企業活性化センターとの共催による起業家支援セミナー開催やインキュベーション施設の貸出、専門家による支援等を通じて女性の起業を推進する。	【起業家支援セミナー】 ・参加者数：１日目 20 人、 ２日目 17 人	男女社会参画課 産業振興課
			【起業に向けた支援】 ・講座参加者数：869 人（うち女性 250 人） ・各種相談者数：1,234 人（うち女性 279 人）	産業振興課
31	ハローワークとの連携による就労支援	ハローワーク池袋等との共催で若者を対象に面接会を実施し、女性の就業率向上を図る。	・面接会参加者数：90 人（うち女性 41 人）	産業振興課

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
32	女性の継続就労へ向けた支援	制度・雇用の情報提供や関係機関（東京しごとセンター、産業経済団体、ハローワーク等）との連携により、女性の就労を支援していく。	東京都労働相談情報センターとの共催で育児介護休業制度についてのセミナーを実施。（参加人数 42 人） ハローワークとの共催で「子育て中の就活講座」を実施。（参加人数 30 人）	男女社会参画課
33	いたばしＩ（あい）カレッジ	女性の能力発揮に向けて連続講座を開催し、雇用の場における女性活躍を推進する。	＜前期＞ ・参加人数 55 人 ・延べ参加人数 226 人 ＜後期＞ ・参加人数 32 人 ・延べ参加人数 163 人	男女社会参画課
34	キャリアカウンセリング	男女各１名のキャリアカウンセラーを配置し、個別面談の実施により女性の就業を支援する。	・相談人数：80 人（うち女性 31 人）	産業振興課
35	資格取得支援事業	勤労者福利共催事業において、資格取得講座を実施し、職場内の処遇改善、女性の就職率向上を進める。	・宅建講座参加者数：30 人（うち女性 13 人） ・簿記３級講座参加者数：28 人（うち女性 17 人） ・ファイナンシャルプランナー３級講座：29 人（うち女性 22 人）	産業振興課 （産業振興公社）
36	女性のための働き方サポートとフェミニスト相談	仕事と生活の両立や労働条件、セクハラなど女性が仕事をしていく上での悩みに対応していく。	・相談件数：85 件	男女社会参画課

施策 1-3-2　女性の経済的自立と生活安定に向けた支援【維持】

様々な事情によりひとり親になり、多様な支援が必要としている女性に対し、経済的自立と生活安定に向けた、ひとり親家庭自立支援給付金助成事業などの活用の推進に努めた。今後も様々な機会を捉え、各種事業の利用に向けた働きかけを行っていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.40	ひとり親家庭の生活安定に向けた支援	ひとり親家庭自立支援給付金支給者数 33 人	評価評語：維持 概ね、計画通りの実績となった。今後も、「ひとり親家庭実態調査」等を通じ、ニーズの把握に努めていく。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
37	女性福祉資金	女性が経済的・社会的に自立するために必要な支援（貸付）を行う。	・貸付実績：６件 ・貸付額：3,462,000 円	福祉部管理課
38	福祉総合相談	あらゆる福祉相談をひとつの窓口で受け付けることで、内容に応じた的確迅速な支援を行い、問題を解決することにより生活の安定を図る。	・相談件数 32,089 件	福祉事務所

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
39	ひとり親家庭への経済的支援 【母子及び父子福祉資金、児童扶養手当及び児童育成手当の支給】	母子及び父子家庭の方に対し、経済的自立と安定した生活に向け、貸付や各手当を支給することにより、ひとり親家庭等の経済の安定に向けた支援を図る。	【母子及び父子福祉資金】 ・貸付実績：657 件 ・貸付額：380,144,060 円	福祉部管理課
			【児童扶養手当及び児童育成手当の支給】 ・児童扶養手当受給者数：3,738 人 ・児童育成手当受給者数：5,268 人	子ども政策課
40	ひとり親家庭の生活安定に向けた支援 【ひとり親家庭ホームヘルプサービス、ひとり親家庭自立支援給付金助成事業、ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業】	ひとり親家庭の父又は母の一時的な疾病等の際に、ホームヘルパー（家事援護者）の派遣を行うとともに、ひとり親家庭の生活の安定に向けた資格取得訓練費の助成や自立支援員とハローワークとの連携による就労支援等を行う。	【ひとり親家庭ホームヘルプサービス】 ・実利用世帯数：26 世帯 ・延べ利用回数：707 回	子ども政策課 福祉事務所
			【ひとり親家庭自立支援給付金助成事業】 ・ひとり親家庭自立支援給付金支給者数：24 人	福祉事務所
			【ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業】 ・就労支援プログラム策定対象者：８人 ・就職者：５人	
41	母子生活支援施設	配偶者がいない等の女子及び養育している児童を入所させ、母子生活の安定を図るとともに、就労支援等により退所後の自立促進を目指す。	・延べ入所世帯数：222 世帯 ・延べ入所人員：496 人	子ども政策課 福祉事務所
42	住宅情報ネットワーク	住宅の確保が困難なひとり親世帯等に対し、民間賃貸住宅の情報提供を行う。	・不動産店からのあっせん件数：980 件 ・あっせん件数中の契約件数：108 件 ・あっせん後の更新件数：872 件	住宅政策課

●● めざす姿２　男女がわかりあえるまち ●●
～男女平等参画の意義を理解し、共有できる社会～

めざす姿２【順調】

男女平等参画に関する意識の啓発により、幼少期から若年層までの幅広い世代で推進活動が行われている。地域活動における女性の活躍については、地区ごとに意見交換会を数年かけて実施する予定であり、引き続き意識啓発に取り組んでいく。

行動 2-1　男女平等参画の意識づくり【順調】

男女共同参画週間行事での取組やセミナーを通じた啓発を行っている。

今後も育児や就労に関する知識を取得、経験することで、幼少期から就労も育児も男女の区別なく取り組むという男女平等参画の意識の醸成につなげていく。

施策 2-1-1　男性・女性の意識改革推進【順調】

配布物、ホームページなどを活用し、目標値を超える集客に結びつけることができた。しかしながら、啓発活動には一層注力していく必要があるので、引き続き、男女平等参画について関心がなかった層へ、各種事業を通じて積極的なアプローチを行い、意識啓発に注力していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値（32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.43	様々な機会を活用した男女平等参画基本条例理念の定着	男女平等参画セミナーの実施回数と参加人数 10 回以上 300 人以上 （５年間累計）	評価評語：達成 計２回実施の参画セミナーで合計 201 名の参加人数となった。５年間累計目標値の 2/3 に１年で到達した。単年度での評価としては、達成とした。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
43	様々な機会を活用した男女平等参画基本条例理念の定着 【参画セミナー、区民まつり、成人式、イベントスペース】	区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場において、板橋区男女平等参画基本条例のパンフレット等を使用し、条例理念の普及・啓発活動を行う。	【参画セミナー】 ・全２回（201 人） ６月の男女共同参画週間及び 11 月の女性に対する暴力をなくす運動期間において、本庁舎のイベントスペースで展示等の啓発活動を実施。その他、成人式や大学祭において、パープルリボンの配布や展示等を行った。	男女社会参画課
44	多様な広報媒体を活用した啓発・普及 【センターだより、ホームページ、ツイッター】	情報誌、チラシ、パンフレットといった紙媒体やホームページだけでなく、ＳＮＳ、企業との連携等、新しいネットワークを有効活用するとともに、シティプロモーションの視点も踏まえ、男女平等推進センターからの情報発信を行っていく。	10 月に発行した情報誌「センターだより」、年３回発行した情報紙「あいしてぃ」等、従前の紙媒体を活用した啓発を進めた。また、その他の媒体を活用し、ホームページやツイッターによる事業案内等も随時行っている。	男女社会参画課
45	区民との協働で進める男女平等参画意識づくり 【参画週間行事、区民協働企画講座、I（あい）サロン】	男女平等を推進する区民との協働により、効果的に啓発活動を進める。	【参画週間行事】 ・151 名（９団体） 【区民協働企画講座】 ・243 名（３回合計） 【Ｉ（あい）サロン】 ・76 名（７回合計）	男女社会参画課

施策 2-1-2　生涯キャリア形成に向けた意識づくり【順調】

子どもの世代から、将来の職場やそこでのキャリア形成を意識することは、誰もが活躍できる社会の形成に必要不可欠であり、子ども起業塾などの事業を展開し、意識啓発を行うなど、順調に進捗している。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.47	次世代の産業人材の育成	子ども起業塾参加者数 125 人	評価評語：順調 定員 16 名が２分で完売し、定員を 24 名に増員しても５時間で完売した。その後のキャンセル待ちも 12 名となる盛況ぶりであった。また、子ども起業塾から派生し、小学校での総合授業での取組が板橋第六小学校で実施された。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
46	キャリア教育の充実 【幼小中一環進路学習、職場見学・職場体験の充実】	小・中学校の一貫性を踏まえたキャリアガイダンス資料の活用や職場見学・職場体験の活動を通じて勤労観や職業観等を育み、社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育てていく。	職場見学・職場体験、企業経営者等の話を聞く活動を全小中学校で実施した。キャリア教育推進委員会を４回開催し、アントレプレナーシップの視点を取り入れた副読本の見直しを図り、全小中学校が平成 29 年度キャリア教育の全体計画にアントレプレナーシップ教育を位置づけた。	指導室
47	次世代の産業人材の育成 【子ども起業塾】	将来の産業人材の育成を目的に、小学生を中心に起業体験やものづくり体験講座を実施することで、生涯キャリア形成に向けた意識を形成する。	・子ども起業塾の参加者数：34 人	産業振興課 指導室
48	若者支援	若者による社会的課題の学習及び若者の就労、社会参加につなげる学習機会を提供する。	・参加者数：1,899 人	生涯学習課
49	女性の様々な分野へのチャレンジ支援 【理工チャレンジ（リコチャレ）、スポーツ分野】	女性が少ない理工系やスポーツ分野に、積極的にチャレンジしようとする女性が増えるように啓発活動を行う。	【理工チャレンジ（リコチャレ）】 内閣府男女共同参画局の理工チャレンジ（リコチャレ）応援団体に登録し、男女平等推進センターの紹介と併せて区内の理工系をめざす女性向けにメッセージを掲載した。	男女社会参画課

施策 2-1-3　幼少期、学校期など若年世代における男女平等参画意識の推進【順調】

乳幼児親子のふれあい事業などを通して、幼少期、学校期から男女平等参画の視点を持ち、それを当然のことと理解し、行動できるよう意識の醸成を図ることができた。引き続き、学校・園における人権教育などを通じ、男女平等参画意識の向上に努めていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値（32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.50	中学生と乳幼児親子のふれあい体験事業	「中学生と乳幼児のふれあい体験事業」参加校数 23 校	評価評語：順調 当事業の参加校数について、平成 27 年度は 20 校であったが、平成 28 年度は 21 校であった。目標値である 23 校に前進したため「順調」とする。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
50	中学生と乳幼児親子のふれあい体験事業	乳幼児親子とのふれあい体験により、中学生が命の大切さを感じ他者への感謝の心を育むとともに男女が共同して子育てすることの大切さを学ぶ。	・中学生と乳幼児のふれあい体験事業参加校数：21 校	子ども政策課
51	教職員等への研修の充実	保育士研修や東京都教育委員会主催の人権教育研究協議会への参加促進等により、教職員等の意識啓発を進め、男女平等参画に対する知識を身に付けることで、児童一人ひとりを尊重した保育・教育を推進する。	【保育士への研修】 ・研修回数：１回 ・研修参加者数：67 人	保育サービス課
			【教職員への研修】 ・人権教育にかかわる研修：４回 ・東京都実施の人権教育研究協議会の板橋区立学校園の参加率：98%	教育支援センター 指導室
52	保育園、幼稚園・小学校・中学校での意識啓発	学校・園の人権教育の改善と充実を推進し、園児・幼児・児童・生徒の男女平等参画意識の向上を図る。	【保育園での意識啓発】 研修において啓発を行っている。	保育サービス課
			【幼稚園・小学校・中学校での意識啓発】 ・板橋区人権教育推進委員会：８回 ・小中学校での授業研究：５回 ・人権教育全体計画及び年間指導計画における男女平等教育の視点での取組の位置づけ：100%	指導室
53	「小学校入学前に身につけたい 10 の生活習慣」シートの活用	小学校入学前の１年間を通して、望ましい生活習慣を親子で考え、楽しみながら身につけることをめざす。	・活用率：47.1%	地域教育力推進課

行動 2-2　あらゆる分野へのさらなる男女平等参画促進【維持】

区付属機関、審議会及び協議会等の委員における女性委員の比率は、28 年度より後退してしまった。女性委員の比率に関する調査などを通じて、地域活動における女性リーダーの活躍が進むよう、働きかけていく。

施策 2-2-1　区の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大【停滞】

区付属機関、審議会及び協議会等の委員選定においては、設置基準等の制約はあるが、今後も女性の参画を働きかけていく。町会・自治会において意見交換会を数年かけて実施する予定であるが、女性の参画が進むには長期間を要する。引き続き、女性の活躍促進及び男女平等参画の推進に向けＰＲに努めていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.54	審議会委員等委員の男女バランスへの配慮	付属機関等における女性委員比率 40.0%	評価評語：停滞 平成 28 年４月１日現在 31.6%⇒平成 29 年４月１日現在 29.9%と比率が後退している。今後は「女性委員ゼロ」の機関への働きかけを検討していく。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
54	**横断的な連携取組５** 審議会委員等委員の男女バランスへの配慮	女性が、区政の意思決定過程に参画できるよう、積極的に取組を実行していく。（女性登用ガイドライン作成、女性バンクなど）	・付属機関等における女性委員比率 29.9%	男女社会参画課（庁内連携）
55	いたばし・タウンモニター制度の活用 【いたばし・タウンモニター、いたばし・ｅモニター】	区政意向の吸収や区政への住民参加の機会において、男女比に配慮した構成により、女性の視点からの意見を区政に反映していく。	【いたばし・タウンモニター】 ・49 人 【いたばし・ｅモニター】 ・96 人	広聴広報課
56	町会・自治会、産業経済団体等様々な地域リーダーへの女性参画の推進 【女性リーダーの育成・活用及び地域活動参加促進、商店街連合会・産業連合会における女性参画の推進】	庁内関係課と連携し、地域の様々な場に女性がリーダーとして参画が進むよう啓発活動を行う。	【女性リーダーの育成・活用地域活動参加促進】 区付属機関、審議会及び協議会等の委員選定にあたっては、女性委員を積極的に登用していただくよう働きかけた。	男女社会参画課
			・町会連合会役員数 ２人/36 人（女性の数/全体数） ・町会、自治会長数 14 人/213 人（女性の数/全体数）	地域振興課
			【商店街連合会】 ・女性の役員数：３人/12 人 ・主催事業への女性の参加者数：２割程度 【産業連合会】 ・女性の役員数：２人/34 人 ・主催事業への女性の参加者数：２割程度	産業振興課

施策 2-2-2　地域活動における男女平等参画推進【維持】

町会・自治会等の加入が促進される中で、男女平等参画が進み、地域のつながりがより強くなることで、活気あふれる魅力的なまちになることが大切である。女性リーダーの育成と活用のための女性部の活動支援などを行ったが、次年度は、地区ごとの意見交換会などを通じ、男女平等参画に関する意識啓発を行っていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.57	連携で進める町会・自治会等の地域団体への意識啓発	地区ごとの意見交換会 18 地区で実施	評価評語：維持 この事業は町会・自治会等の活動に「男性も女性も参加しやすくする」ための取組や意見を出し合い、発信して、区民へアピールする狙いがある。 28 年度は日程の都合が合わず実績はなかったが、29 年度以降は計画的に町会・自治会と日程を調整し、実施していく。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
57	連携で進める町会・自治会等の地域団体への意識啓発	地域団体を所管する担当課と庁内各課と連携し、町会・自治会等の地域団体へ意識啓発活動を行う。	町会・自治会との意見交換について、地域振興課の協力を得ながら意見交換の対象、時期、進め方を検討した。 清水支部の２町会と意見交換をする予定だったが、日程調整の結果 29 年度実施となった。	男女社会参画課
58	地域活動への参加促進	女性リーダーの育成と活用のために町会連合会女性部の活動支援を行うとともに、男女双方の地域活動参加を促進するため町会・自治会加入促進事業に対し支援を行う。	・町連女性部会開催数：１回 ・町連女性部研修開催数：１回	地域振興課

施策 2-2-3　男女平等参画の視点を踏まえた防災対策【順調】

防災対策について、日頃から意識を持って取り組むことが、実際の災害発生時には非常に効果を発揮する。防災リーダーの養成講習女性受講者が増えており、女性の視点による避難所運営の推進を通じて「男女がともに地域活動に参画する」という基盤作りに向け、次年度も推進していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.59	男女平等参画の視点を踏まえた防災対策の推進	防災リーダー養成講習女性受講者数 2,008 人	評価評語：順調 防災リーダー養成講習への女性の参加者が順調に増えていることから、「男女がともに地域活動に参画する」という基盤づくりは順調に進んでいる。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
59	男女平等参画の視点を踏まえた防災対策の推進	住民防災組織などを対象とした防災リーダー養成講習に女性の参画を推進するなど、男女双方の視点に配慮した防災対策を進める。	・防災リーダー養成講習女性受講者数：1,816 人	地域防災支援課
60	男女平等参画の視点を踏まえた避難所運営等の推進	女性に配慮した避難所運営に必要なチェックシートの作成や、備蓄品目の検討などを進める。	区民向け情報紙「あいしてぃ No.11」で「女性目線の防災対策」と題して、避難所における女性の困りごとや男女平等参画の視点を取り入れた避難所運営の必要性などを掲載し、注意喚起を行った。	男女社会参画課
			女性の視点を踏まえた避難所運営　避難所隊講習会の実施：(7/20.21)学校防災連絡会の実施：72 回	防災危機管理課

●● めざす姿３　安心で安全に暮らせるまち ●●
～性差を理解し思いやりをもって暮らせる社会～

めざす姿３【順調】

誰もが安心で安全に暮らしていくために、心身の健康について相談体制の整備やハラスメントの予防対策のためのセミナーを開催した。今後は性差及び性的マイノリティに対する理解を深めるための意識啓発に取り組んでいく。

行動 3-1　心とからだの健康支援【順調】

女性を取り巻く環境の変化により生じる不安等に対応した「女性のための相談窓口」を実施するなどの支援を行った。性的マイノリティ等に対する支援等も進めていく。

施策 3-1-1　性差に配慮した健康づくり支援【維持】

女性の活躍推進に対する期待が高まるに伴って、女性を取り巻く環境は大きく変化し、健康への配慮はより重要なものとなっている。実施した健康相談や講座においては、就労している女性の参加者が増えており、引き続き、ニーズを捉えた事業の実施に取り組んでいく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.62	女性の健康づくり支援	女性健康支援センター事業総利用者数 4,500 人	評価評語：維持 女性健康なんでも相談や専門相談件数は、減少傾向にあるが、若い世代へのサービスの拡大を目的とした夜間セミナー等は、就労している女性の参加者が増えているため、健康づくりについての普及啓発は、効果的に実施できた。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
61	女性のための相談窓口の充実	女性の心や身体の相談について、女性健康支援センターと連携して、「女性のための相談窓口」を実施する。	板橋区保健所５階に「女性のための相談窓口」を開設した。隣接する女性健康支援センターと共同でリーフレットを作成したり、案内のポスターを区内施設の女子トイレに掲示するなど周知に努めた。	男女社会参画課
62	女性の健康づくり支援	女性を対象に女性特有の疾患や健康づくりに関して、健康講座、グループ支援などを行うことで、女性の健康づくりの啓発･支援を行う。	・女性健康支援センター事業総利用者数：3,058 人	健康推進課
63	女性健康支援センター相談事業	女性を対象に健康相談等を行う。	・何でも相談：640 件 ・専門相談：88 件	健康推進課
64	スポーツへの参加機会充実	男女を問わず､全ての区民がスポーツに親しむことができるよう機会の充実を図る。	体育施設の管理運営により参加機会の充実を図った。	スポーツ振興課
65	女性のライフデザインの視点に立った啓発・普及	女性が､自らのライフデザインを描き､それを実現するための健康面での啓発を行う。	平成 27 年度から開始した若い世代へのサービスの拡大を目的とした事業として夜間婦人科相談・夜間セミナーを平成 28 年度も実施した。また、「20 才からのライフデザインハンドブック」を作成し、区内在住の該当年齢の女性に郵送及び区内の大学の学園祭などで配布し、普及啓発を行った。	健康推進課

施策 3-1-2　からだと性に関する正確な情報の提供【順調】

性的マイノリティをはじめ、多様な性に関する偏りのない意識の啓発及び理解の促進に向け、リーフレットを発行するなどの取組を行った。都や他区との情報の共有及び連携を密に図るとともに、人権教育の視点からも機会を捉えた啓発活動を推進していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 №68	性差に配慮した啓発活動の推進	リーフレット作成数 10,000 部以上 （５年間累計）	評価評語：達成 目標値に達成する目安、１年間で 2,000 部をクリアした。

事業実績報告

№.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
66	HIV・エイズ等性感染症の予防と啓発	HIV 等の性感染症の検査・相談を行う。また、高校や大学などで、病気の正しい知識や予防法についての啓発を行う。	・HIV 抗体等検査件数 213 件 ・HIV 相談件数 819 件 ・予防知識普及の実施回数講演会 7 回（大学祭参加４校）	予防対策課
67	健康に関する正しい知識を身につけるための教育	体育・保健体育での指導計画に基づき、こころと身体の健康教育を行う。	・体育・保健体育の年間指導計画における性教育の位置づけ：100%	指導室
68	性差に配慮した啓発活動の推進	リプロダクティブ・ヘルス／ライツや性的マイノリティ等、個人としての自己の意思と責任により選択した多様な生き方が尊重されるよう啓発活動を推進する。	・あいしてぃ 2,000 部（性的マイノリティ）	男女社会参画課

行動 3-2　ハラスメント等の根絶【維持】

ハラスメントに関する啓発活動として、若年層にリボンやチラシを配布することで、小中学校においても指導を行い予防に努めた。ハラスメント等を許さないという意識の醸成のために、幅広い世代に対し取組を行っていく。

施策 3-2-1　様々な暴力・ハラスメントの防止【維持】

将来を担う若年層への暴力・ハラスメントの防止に関する意識啓発は、非常に重要である。青少年健全育成地区委員会や教育委員会と連携を図り、リボンの配布や展示などを通して、意識啓発を行っており、次年度も継続していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.69	若年層に向けた予防啓発 【大学祭、成人式等】	現状値に加えて、青少年健全育成地区委員会等との連携事業を創出	評価評語：維持 大学祭や成人式において、パープルリボンの配布や展示等を行い、ＤＶ防止及び男女平等参画に関する啓発活動を着実に進めている。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
69	若年層に向けた予防啓発 【大学祭、成人式等】	様々な暴力・ハラスメントの防止に向けて、若年層を対象に予防啓発を行う。	・大学祭５校 ・成人の日のつどい 18 地区 パープルリボンの配布や展示等を通じてＤＶ防止や男女平等参画について啓発活動を行った。	男女社会参画課
70	学校等と進める予防教育 【情報モラル教育等】	区立小中学校における人権教育の充実で予防教育を進める。	区立中学校養護教諭宛にデートＤＶについての調査を行い、各校のデートＤＶについての相談の有無・予防教育の取組状況・考えなどを集計し、今後の啓発活動に役立てる。	男女社会参画課
			警察等の関係機関の方を講師として招き、インターネットや携帯電話を使用したトラブル等の未然防止のため、全小中学校でセーフティ教室を実施した。	指導室
71	メディアリテラシー普及のための啓発	情報を読み理解し発信する力の向上のため、講座開催や情報提供を行う。	ＤＶ防止セミナーを区立中学校の出前講座として実施する中で、性別役割分業に基づくステレオタイプの男女像や性・暴力表現に対し、主体的に情報を読み解くことの重要性を解説した（中学校第３学年 178 人）。	男女社会参画課
72	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発（ストーカー、性暴力等） ※相談体制の構築検討を含む	人権侵害・暴力に関する啓発用パンフレットやリーフレットを作成・配布し、未然防止のために情報提供を行う。	区内大学祭に出展して若年層を中心に暴力の未然防止に向けた啓発を実施した。また、本庁舎イベントスペースを活用して女性に対する暴力根絶運動の周知活動を行い、幅広い年齢層への啓発も実施した。	男女社会参画課
73	性的マイノリティなどの多様性を尊重する意識の啓発	性的マイノリティといわれる人々への理解を深め、多様性を尊重する啓発を進める。	区民向け情報紙「あいしてぃ No.12」で性的マイノリティの人々に対する偏見や差別の解消に向けた記事を掲載して区内施設を中心に配布し、広く区民への周知を図った。	男女社会参画課

施策 3-2-2　配偶者からの暴力の防止と被害者支援
※「板橋区配偶者暴力防止基本計画」として 34 頁以降に記載

●● めざす姿４　実現のために ●●
～推進を加速する基盤整備の充実～

めざす姿４【順調】

区職員における男女平等参画の意識はおおむね醸成されている。行動計画の着実な実現に向けては、「すべての女性が輝くまち　板橋」という行動計画全体を貫く横断的な視点から、関係各課と連携して取り組んでいく必要がある。

行動 4-1　区職員の男女平等参画推進【順調】

各職場における男女平等参画はおおむね進んでいると考えられる。特定事業主行動計画の目標のひとつである女性管理職の割合については、目標達成に向け庁内における意識の醸成を図っていく。

施策 4-1-1　男女平等参画に関する職員の理解促進【達成】

男女平等参画の意識を点検するために行われた配慮度点検結果では、各職場において男女平等参画の理解が進んでいる状況にある。また、職員向けの情報誌を発行するなど意識の定着に向け、定期的な意識啓発を行うことができた。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.75	意識の定着に向けた普及・啓発	情報紙発行数 年６回	評価評語：達成
			推進ニュース（職員向け）・あいしてぃ（区民向け）共に年２回から３回に増刊したことで、いたばしアクティブプラン 2020 で掲げた男女平等参画推進に関する情報を幅広く発信できた。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
74	定期的な男女平等参画意識の点検 【配慮度点検】	男女平等参画に関する職員の意識を把握するため、定期的に点検・調査を行う。	全所属に対し、分掌する業務に関する計画策定・事業企画・区民参加・情報発信など様々な場面において男女平等参画の視点が反映されているか、点検を実施した。また、職員の意識改革や職場環境に関する点検もあわせて実施した。	男女社会参画課
75	意識の定着に向けた普及・啓発 【推進ニュース、あいしてぃ】	職員向けの情報誌を定期的に発行し、効果的な啓発活動を行う。	・推進ニュース　年３回発行 ・あいしてぃ　年３回発行	男女社会参画課

施策 4-1-2　男女がともに働きやすい職場環境の整備【維持】

誰もが輝く社会の実現に向け、男性の育児及び家庭等への参加が求められている。制度の周知や職場風土づくりに努めたが目標値には達していない。育児休業の取得促進や超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得率向上など設定した目標に向け、次年度も職員の意識醸成及び理解促進に取り組んでいく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.76	育児休業等の取得率の増	３歳に満たない子を養育している男性職員について、育児休業の取得率 13%以上	評価評語：維持 平成 28 年度の取得率は昨年を下回ったものの、平成 26 年度から比較すると上昇傾向にある。引き続き、男性職員に対し、制度や体験談等の情報提供を充実させることで、育児休業の取得促進を図っていく。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
76	育児休業等の取得率の増	女性職員と比較し、男性職員の取得率が低いため、制度周知や取得しやすい職場風土づくりを進める。	・３歳に満たない子を養育している男性職員について、育児休業の取得率：9.36%	人事課
77	超過勤務の上限目安時間（360 時間）を超える職員数の減	事務改善や業務の簡素化、合理化を継続して進めるとともに、「定時に帰るための意識改革」や「勤務時間の適正管理」について、職員への周知徹底に努める。	・超過勤務の上限目安時間(360 時間)を超える職員数：91 人	人事課
78	年次有給休暇の取得率及び週休日の振替率の増	子育てに係る休暇取得への配慮や休暇を取得しやすい職場風土の醸成に努める。	・年次有給休暇の取得率：72.5% ・週休日の振替率：94.8%	人事課
79	「いたばしNo.１実現プラン 2018　『人材育成・活用計画』編（次代を担う“ひと創り”編）」と連動して進める意識啓発	「いたばしNo.１実現プラン 2018『人材育成・活用計画』編（次代を担う“ひと創り”編）」と連動して、「仕事と家庭等の両立支援のための環境整備」に関する職員の理解促進を進める。	月１回の「ノー残業ウィーク」の実施や夜間消灯の実施により、勤務時間を意識し、時間の有効活用により生産性を高めていくタイムマネジメントに係る意識の醸成に努めた。また、年１回以上、週休日等を含めた５日以上の連続休暇取得の促進を行うことにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めた。	人事課
			推進ニュース第 16 号で、特定事業主行動計画の取組について紹介し、職員に対して「仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の理解促進に努めた。	男女社会参画課

施策 4-1-3　女性職員が活躍できる環境の整備【維持】

現職の女性管理監督者との懇談会等を実施し、女性職員の意識啓発に努めている。女性管理職割合が増加するまでには長期間を要すると思われるが、設定した目標の達成をめざし、定期的な意識啓発等を行っていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.81	「いたばしNo.１実現プラン 2018　『人材育成・活用計画』編（次代を担う“ひと創り”編）」と連動して進める女性活躍の推進	女性管理職割合 25.0%以上	評価評語：維持
			平成 28 年度は前年度を下回った。引き続き女性活躍推進に関する講演会や研修を実施する等、女性職員が活躍できる土壌づくりに取り組む。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
80	特定事業主行動計画（女性活躍推進法）の推進	特定事業主として、板橋区に勤務する女性職員の活躍推進について方策をまとめ、これを計画的かつ着実に推進する。	産休・育休期間及びその前後における女性の意識調査を実施することで、不安や悩み、仕事や昇任への意識を確認するとともに、主任主事昇任女性職員と女性管理監督職との懇談会等を実施することで、女性活躍に対する意識を高めるよう努めた。	人事課
81	「いたばしNo.１実現プラン 2018　『人材育成・活用計画』編（次代を担う“ひと創り”編）」と連動して進める女性活躍の推進	「いたばしNo.１実現プラン 2018『人材育成・活用計画』編（次代を担う“ひと創り”編）」と連動して、「女性活躍の推進」に関する職員の理解促進を進める。	・女性管理職割合：18.81%	人事課 男女社会参画課

行動 4-2　行動計画実現に向けた進捗管理【順調】

関係各課の理解及び協力が得られた結果、取組状況等の把握が円滑に進み、順調に進捗している。関係各課と連携、協力体制を密にして、着実に行動計画の実現に向け取り組んでいく。

施策 4-2-1　連携による推進体制の充実【維持】

ワーク・ライフ・バランス推進のための全庁的な体制を構築していくために、関係各課と会議に向けた調整、準備を行った。女性活躍推進法に基づく協議会の設置については、他区の状況を見ながら検討を行っていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.83	女性活躍推進法に基づく協議会設置検討	協議会設置	評価評語：維持 平成 31 年度の設置に向け、板橋区にとってどのような会議体・構成員が適切かを探るにあたり、他自治体の設置状況など情報の収集に努めた。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
82	**横断的な連携取組２** ワーク・ライフ・バランス推進のための全庁的な体制の構築≪再掲≫	関係所管課担当者を構成員とする、ワーク・ライフ・バランス推進会議を設置する。	連携会議の 29 年度実施に向け、他自治体からの情報収集、方向性の検討、要領の策定、関係課への参加依頼などを行った。	男女社会参画課（庁内連携）
83	女性活躍推進法に基づく協議会設置検討	女性活躍推進法に規定されている協議会設置の検討を進める。	平成 31 年度の協議会設置に向け、構成員等を検討している。	男女社会参画課

施策 4-2-2　点検評価・成果測定の実施と改善【順調】

本行動計画『いたばしアクティブプラン 2020』の計画達成に向け、進捗状況を適正に管理していくことが求められている。そこで、進捗状況を的確に把握するため、報告書の様式を精査し、改めた。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.85	着実な計画達成に向けた進捗管理（成果指標・活動指標の監視）	すべての指標の目標値を達成	評価評語：順調 「いたばしアクティブプラン 2020」という新しい行動計画を開始したのに伴い、実施状況報告書をよりシンプルに、見やすくなるよう心がけた。今後、活動指標と実績が乖離していないか等、進捗状況の適正な管理を行っていく。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
84	基幹計画・個別計画とともに進める管理体制	行政評価と連動し、効率よく各所管課の実績把握を行い、計画の進捗管理を行う。	平成 28 年度行政評価の対象事務事業のうち、当計画と関連するもので、「改善」と評価されたものについて、当報告書の実績によりどのように進捗したか（改善されたか）の把握に努めた。	男女社会参画課
85	着実な計画達成に向けた進捗管理（成果指標・活動指標の監視）	男女平等参画推進本部による年次評価と男女平等参画審議会による総括評価（５年分）により、点検・評価を実施する。	「いたばしアクティブプラン 2020」の各事業の進捗状況は毎年度管理し、実施状況報告書によって報告するため、平成 28 年度は新しい実施状況報告書の様式について検討した。	男女社会参画課
86	区民ニーズの把握	事業アンケートや団体アンケートを踏まえ新たな事業展開につなげる。	「いたばしアクティブプラン 2020」は、平成 26 年度に実施した「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」の結果を踏まえて策定している。また、事業ごとにアンケートを実施し参加者の満足度や意見を集約し、次回の事業につなげるようにしている。男女平等推進センター登録団体へのアンケートでは男女平等推進センターの運営・事業についての建設的な意見や要望をいただいている。	男女社会参画課

行動 4-3　男女平等を進めるためのしくみと男女平等推進センター機能の充実【順調】

男女平等参画を着実に進めていくためには、幅広い世代の意識に応じた取組が効果的である。区民ニーズに対応した相談が受けられる体制を整え、積極的に地域で活動できるよう、男女平等推進センターの機能の充実に努めていく。

施策 4-3-1　相談体制の充実【順調】

女性を取り巻く環境の変化に伴い複雑化する相談内容に対応するため、広報紙やリーフレット、ホームページ以外の媒体も活用し周知に努めた。相談体制を整え、相談者の気持ちに沿った支援に努めていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.88	相談事業の充実	総合相談件数 1,500 件	評価評語：順調 相談実績は昨年度より減少しているが、１件ずつ相談者の心に寄り添い親身になって受け付けた。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
87	相談を必要とする人に情報が届くしくみづくり	広報紙やリーフレットの紙媒体、ホームページだけでなく、相談を必要とする人に情報が届くしくみづくりを進める。	紙媒体やホームページに代わる新しい周知方法は検討中であるが、「女性のための相談窓口」リーフレットを作成し、新たに区内病院・診療所に配布を依頼したほか、「女性のための相談窓口」ポスターを作成し区内施設の女子トイレに掲示した。	男女社会参画課
88	相談事業の充実	区民ニーズに対応した相談内容で、相談を必要とする人が相談しやすい時間・場所の検討も行うなど、充実した体制づくりを進める。	・総合相談件数：1,279 件	男女社会参画課

施策 4-3-2　広がりを持った広報・啓発【順調】

意識啓発を広く進めるために、1,000 個以上のカラーリボンを配布するなど、機会を捉え幅広い世代に多様な周知策を行った。広報及び啓発活動に積極的に取り組み、誰もが活躍できる社会の実現を目指していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.92	カラーリボンを活用した横断的な啓発活動	・リボン配布数 年 1,000 個以上 ・リボンフェスタ開催	評価評語：順調 関係各課と連携し、大学祭においてカラーリボンを配布した。今後はリボンフェスタの開催に向け、より効果的な啓発活動の展開を図っていく。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
89	広報媒体の充実と有効活用	「お父さんと子ども向けイベント情報」や「働きたい女性のためのお役立ち情報」等各課で実施している事業を横断的にターゲットごとにまとめて発信するなどシティプロモーション的な発想も踏まえ、新たな情報発信方法に向けて検討していく。	男女平等参画情報誌「スクエアー・I（あい）」や「あいしてぃ」の活用に加え、今後構築される「いたばし子育てアプリ」の活用を視野に入れた情報発信について調整及び検討を進めた。	男女社会参画課
90	「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動強化	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動の期間等の機を捉え、催し物や展示、セミナー等を開催するなど、区民への啓発活動を強化する。	女性に対する暴力をなくす運動期間中に、本庁舎のイベントスペースで啓発展示やパープルリボンの配布を行ったほか、広報いたばしにおいて、相談窓口の情報等を含めたＤＶ防止に関する記事を掲載した。	男女社会参画課
91	男女平等参画の視点を考慮した情報発信	担当業務についてイラストを用いて分かり易くＰＲする際、性別によりイメージを固定化しないなど「プラス男女平等参画の視点」による広報を推進する。	男女平等参画の視点を考慮したイラストの選定や文章の表現を意識し、情報紙やチラシ、ポスター等を作成した。また、区職員向け情報紙「推進ニュース」第 17 号では、男女平等参画の視点を踏まえた広報活動の特集記事を掲載し、区職員に対して意識啓発を行った。	男女社会参画課
92	カラーリボンを活用した横断的な啓発活動	人権尊重の視点に立ち、カラーリボンを活用した横断的な啓発活動を関係各課と連携しながら進める。	・リボン配布数：1,000 個以上	男女社会参画課

施策 4-3-3　誰もが参加しやすいしくみづくり【順調】

施設整備においてユニバーサルデザインに配慮するとともに、会議室、講座実施に保育室を用意するなど、子育て中の方が社会参加しやすい環境を整えられるよう取り組んでいる。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.94	保育室付き会議室の利用促進	「保育室」を目的とした利用件数 年 50 件	評価評語：順調
			32 年度末に年 50 件達成が目標であるが、平成 28 年度は約 7 ヶ月で 24 件という実績。今後微増を継続できれば達成できる見込みである。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
93	一時保育集中管理事業	乳幼児を育てている区民が、区が実施する講座等の学習機会に安心して参加できるよう、各課（所）が保育付事業を行う際に、登録している一時保育者を派遣する。保育付事業の拡大・拡充及び事務の効率化を図ると共に、育児中の区民への学習機会の場を提供する。	・保育者延べ派遣回数：241 回 ・保育者延べ派遣人数：1,158 人	生涯学習課
94	保育室付き会議室の利用促進	育児中の女性が社会参加しやすい環境を整えるため、グリーンホールに新たに「保育室」として利用できる会議室を設置し、保育室としての利用を促進する。	・「保育室」を目的とした利用件数：24 件 ※平成 28 年９月より実施	男女社会参画課
95	誰もが参加しやすい環境づくり	子育て中の親など誰もが社会参加しやすくなるように、「赤ちゃんの駅」の設置や「キッズスペース」、「ベビーチェア付きトイレ」の区施設への設置等、ユニバーサルデザインに配慮した取組を進めていく。	ユニバーサルデザインに対する考え方を、施設整備の企画・設計・工事段階ごとに確認することで、誰もが参加しやすい環境づくりを推進した。	資産活用課
			南館１階及び南館３階の「誰でもトイレ」（３か所）に補助便座と補助便座スタンドを設置した。 既に設置済みの「赤ちゃんの駅」や「キッズスペース」については、点検等維持管理に努めた。	庁舎管理・契約課
			いたばしどこでも誰でもおでかけマップの管理運営を行った。	障がい者福祉課
			しらさぎ児童館及び区立母子生活支援施設の改築において、ユニバーサルデザインに配慮した。	子ども政策課
			しらさぎ児童館においては、全てのトイレ個室内にベビーキープを設置する等、配慮した。はすのみ児童館の玄関改修時に、入口にスロープを設置する等、ユニバーサルデザインに配慮した。	保育サービス課 子育て支援施設課
			赤ちゃんの駅を９施設指定することで、乳幼児を連れた保護者が、おむつ替えや授乳のために気軽に立ち寄れるよう子育てしやすい環境づくりを進めた。	子ども家庭支援センター

施策 4-3-4　区民との協働推進【維持】

男女平等推進に関わる活動を行う団体の登録数が、構成員の高齢化等の影響もあり減少している。いたばし男女平等フォーラムや男女共同参画週間などの事業を通じ、参加者等に区と協働で取り組むことの大切さを伝え、誰もが活躍できる社会実現への理解を促進していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.97	登録団体との連携促進	登録団体登録数 50 団体	評価評語：停滞 団体構成員の高齢化等の影響で解散した団体があったため、登録団体数は減少した。今後は、登録団体を増やすため、区内施設や各事業において周知する等、対策を講じていく。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
96	男女平等推進センターにおける区民や登録団体の活動支援（資料コーナー、交流コーナーの充実）	男女平等に関する活動について勉強や交流等を行っている区民やセンター登録団体に向け、環境整備や学習の機会提供等、様々な支援を行う。	定期的に情報資料コーナーの蔵書を増やし、イベントや情報誌を発行した際には特集コーナーを設ける等、来館者に必要十分な情報をわかりやすく提供することを心がけた。	男女社会参画課
97	登録団体との連携促進 【I（あい）サロン、参画週間行事】	男女共同参画週間行事（毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間）等、センター登録団体と区の共催事業について、活性化に向け、より連携を促進していく。	・登録団体登録数：37 団体 団体構成員の高齢化等の影響で解散した団体があったため、登録団体数は減少した。	男女社会参画課
98	いたばし男女平等フォーラムの開催	男女平等参画社会実現に向けた気運醸成のため、区と公募区民との協働でイベントの企画・運営を行う。	・参加者数：220 人	男女社会参画課
99	男女平等参画区民協働企画講座の実施	男女平等参画社会実現に向けた気運醸成と男女平等参画推進を行っている団体・グループの育成を目的として、区民主体で企画・運営する講座の実施を支援していく。	・参加者数：243 人（全３回）	男女社会参画課
100	「センターだより」の発行	区と公募区民との協働で、男女平等参画に関する情報誌を企画・編集・発行する。	・発行部数：5,000 部	男女社会参画課

施策 4-3-5　女性健康支援センターとの連携強化【順調】

働く女性の活躍を進める取組が広がりつつある中、女性を取り巻く環境は大きく変化している。健康に関するセミナーを連携して開催するなど、女性の健康への配慮も啓発していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 （32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.101	女性健康支援センターとの連携で進める啓発・普及	セミナー等の共催 ７回以上 （５年間累計）	評価評語：順調 平成 28 年度は、内容・方法の検討・調整を想定していたが、１回共催実施までこぎつけることが出来た。今後毎年度 1～2 回ペースの実施を想定している。

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
101	**横断的な連携取組６** 女性健康支援センターとの連携で進める啓発・普及	女性健康支援センターと連携して、効果的な啓発活動を推進する。	・共催回数：１回	男女社会参画課 （庁内連携）

●● 板橋区配偶者暴力防止基本計画 ●●
～男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会～

めざす姿３/行動 3-2/

施策 3-2-2　配偶者からの暴力の防止と被害者支援【順調】

区は配偶者からの暴力の防止と被害者支援のため、啓発をはじめとした取組を行っている。関係各課や関係機関との連携を図り、中心的機能を持つ配偶者暴力支援センターとして、都や裁判所などが開催する連絡会で得た情報を共有し、さらなる連携の強化を図っていく。

●未然防止のための意識啓発と早期発見体制の充実●

施策①　未然防止のための教育と啓発の推進

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
102	ＤＶ防止セミナー	ＤＶ防止に関する講演会･セミナー等を開催し、ＤＶに関する知識や対策を身につけることで、区民の意識を高めていく。	・参加者数：178 人	男女社会参画課
103	学校等と進める予防教育	区内の学校やＰＴＡと協働して、デートＤＶといった若者の間で起きる問題を取り上げ、ＤＶ防止に関する教育を実施する。	区立中学校の養護教諭の研修会に参加し、中学校でのデートＤＶ防止の教育の必要性を共有した。 各区立中学校にアンケートを実施し、生徒たちのデートＤＶに対する意識、防止のためのセミナーの必要性を調査した。	男女社会参画課
104	いたばしパープルリボンプロジェクト	大学祭、イベント等でパープルリボンプロジェクトの参加を呼びかけ、女性に対する暴力根絶運動の周知を行う。	大学祭や男女社会参画課が実施するイベント等において、パープルリボンの配布とパープルリボンプロジェクトの展示を行い、ＤＶ防止の啓発を図ることができた。	男女社会参画課

施策②　早期発見体制の充実

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
105	通報等に対する体制の充実	関係機関との連携等により通報等に速やかに対応できる体制の充実を図る。	ＤＶ連絡会・ＤＶ担当者会において、区関係各課・警察署・児童相談所等と連携しているが、板橋区医師会にも連携を依頼した。	男女社会参画課
106	民生委員、医師会等関係機関等との連携	民生委員、医師会等関係機関等との連携を推進し、早期発見につながる体制を整える。	板橋区医師会と連携し、区内病院･診療所にＤＶ相談のためのリーフレットやカードを配布し、ＤＶ被害が疑われる患者を発見した時、いち早く相談につなげられる体制を整えた。	男女社会参画課

●被害者支援の充実●

施策③　相談体制の充実

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
107	ＤＶ専門相談の実施	ＤＶ被害者に対する専門相談を実施し、問題解決を図る。	・相談件数：1,018 件（延べ件数）	福祉事務所
108	相談窓口の周知	必要とする人に情報が届くよう、周知方法を工夫しながら啓発活動を行う。	大学祭等のイベントにおける啓発活動で、相談窓口のリーフレットやカードを配布した。	男女社会参画課
109	各相談窓口との連携強化	速やかに問題を解決するために、女性健康支援センター、福祉事務所、高齢者虐待防止窓口、障がい者虐待防止窓口等と連携を図る。	相談者にとって必要な窓口へスムーズにつなげられるよう、ＤＶ担当者会等で連携を図り、情報を共有している。	男女社会参画課

施策④　安全な保護体制

事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
110	都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携	都道府県配偶者暴力相談支援センターと連携をし、問題の対応や情報の共有を行う。	都が主催の配暴センターの連携会議に年２回出席し、問題事例を出し合って解決策を話し合うなど情報の交換を行った。	男女社会参画課
111	ＤＶ被害者保護	一時保護を必要とする被害者の多様な特性を理解・尊重し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を実施する。	・保護件数 96 件（被保護者数）	福祉事務所
112	警察との連携強化	各種会議・連絡会等で情報共有を行うとともに、連携により被害者の安全確保に向けた支援に取り組む。	ＤＶ相談者の身に危険が及ぶ恐れがあるケースでは、警察への相談を積極的に勧めると同時に、その都度警察と情報の共有を行い、必要な場合には警察官の立ち合いを要請するなど連携してＤＶ被害者の保護を実施した。	福祉事務所
113	母子等緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする場合に、一時的に指定施設に保護することにより、対象者の安全を確保する。	・入所世帯数：22 世帯 ・入所人員：23 人	子ども政策課
			・保護件数：22 件	福祉事務所

施策⑤　自立生活再建支援
事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
114	被害者情報の秘守	暴力等の被害者を保護するため、住民基本台帳の閲覧、住民票及び戸籍附票の写し交付等について加害者に不当な目的（住所探索）に利用されることを防止する。	住民基本台帳事務処理要領に基づき、暴力等の被害者を保護するため、加害者に不当な目的により住民票等を取得されないよう、制限する支援を行った。	戸籍住民課 （関係課）
115	就労に向けた支援	被害者が早期に自立できるよう、相談や就労に関する情報提供、資格取得に向けた支援等を行う。	相談の中で自立や就労に向けて必要な情報提供や窓口を案内した。	男女社会参画課 （関係課）
116	国保・年金制度による適切な情報提供	健康保険や年金等各種手続きに必要な情報提供や支援を一人ひとりの状況に応じて対応していく。	・国民健康保険相談件数：４件 ・国民年金相談件数：３件	国保年金課
117	福祉総合相談 ≪再掲≫	あらゆる福祉の相談をひとつの窓口で受け付け、相談内容に応じた、的確迅速な支援を行う。	・相談件数：32,089 件	福祉事務所
118	ひとり親家庭ホームヘルプサービス ≪再掲≫	ひとり親家庭で、家事・育児・一時的な病気で困ったときに、ホームヘルパーを派遣する。	・実利用世帯数：26 世帯 ・延べ利用回数：707 回	子ども政策課 福祉事務所
119	母子生活支援施設 ≪再掲≫	母子を保護し、母に対しては自立支援や就労支援等、子に対しては、基本的生活習慣や学習習慣等を確立させることにより、施設退所後も母子で自立して生活を送れるよう支援する。	・延べ入所世帯数：222 世帯 ・延べ入所人員：496 人	子ども政策課 福祉事務所
120	生活の支援	生活保護の手続きや自立に必要な情報提供と支援を行う。	・入所件数：41 件 ・生活保護適用件数：50 件	福祉事務所
121	保育・就学等の支援	住民票の記載がない場合においても、ＤＶ被害者の子どもが保育園、幼稚園に入園・就学できること、予防接種や定期健診を受けることができる等の行政サービスに関する情報提供と適切な支援を進める。	ＤＶ担当者連絡会において、ＤＶ被害者支援を行っている各関係各課が、それぞれ担っている役割を確認し合い、それぞれの業務を果たしていくために活発に情報を交換し、共有している。	男女社会参画課 （関係課）
122	子どもの心のケアへの支援	暴力行為を目撃した子どもの心の傷を回復するため、児童相談所等関係機関と連携を図りながら、子どもの心のケアを支援する。	必要に応じて児童相談所の心理面談につなげ、子どもの心のケアの支援を行った。	子ども家庭支援センター

施策⑥　関係機関との連携推進
事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
123	ＤＶ連絡会の充実	行政、警察、民間支援団体など関係機関が相互協力と緊密な連携体制を図るために実施する。	・開催回数：２回	男女社会参画課
124	ＤＶ担当者連絡会の充実	現場における担当者レベルでの連絡会を実施し、より実践的な課題解決に向けた検討を行う。	・開催回数：２回	男女社会参画課
125	東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携	連係会議等により被害者支援に向けて、情報交換、課題の共有等を行う。	年２回の連携会議に出席し、被害者支援のための情報交換、課題の共有を行った。	男女社会参画課
126	警察、医師会等関係機関との連携	ＤＶ被害や、犯罪の未然防止、発生時の速やかな対応をするために、警察や医師会等と連携を行っていく。	板橋区医師会と連携し、区内病院・診療所にＤＶ相談のためのリーフレットやカードを配布し、ＤＶ被害に遭っている患者を発見した時、いち早く相談できるための体制を整えた。	男女社会参画課 福祉事務所
127	NPO 等民間団体との連携	ＤＶ被害や、犯罪の未然防止や発生時の速やかな対応をするために、ＮＰＯや民間団体と連携を進める。	板橋区医師会と連携し、区内病院・診療所にＤＶ相談のためのリーフレットやカードを配布し、ＤＶ被害に遭っている患者を発見した時、いち早く相談できるための体制を整えた。	男女社会参画課 福祉事務所
128	要保護児童対策地域協議会	関係機関・部署と緊密なネットワークを構築することにより、要保護児童等の適切な保護や支援を図る。	・児童虐待通告受付件数：311 件 ・要保護児童対策地域協議会：19 回 ・要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議）開催件数：338 件	子ども家庭支援センター
129	国・東京都・他区市町村との連携	国や東京都の動向を踏まえ、連携をしながら計画を推進していく。他区市町村とも協力し、情報交換・収集に努める。	都の連携会議（２回）・東京地裁の連携会議（１回）に出席し、情報交換や課題を共有した。また、内閣府主催の研修にも参加した。	男女社会参画課

施策⑦　人材の育成
事業実績報告

No.	事　業	内　容	平成 28 年度実績	担当課
130	研修等の充実	相談員の質の向上・維持や二次被害防止等に向けた継続的な取組を推進する。	都や内閣府主催の研修に相談員を派遣し、相談業務の質の向上に努めた。	男女社会参画課
131	研修等資料の提供	ＤＶを担当する職員が、ＤＶの特性を理解し被害者の立場に配慮しや適切に対応できるよう研修等資料の提供を行う。	内閣府研修の資料を基にしてＤＶ連絡会の研修資料を作成し、災害時の対応について議題とした。	男女社会参画課
132	相談員の精神的ケアへの対応	ＤＶ相談を担当する相談員の精神的ケアへの対応を行う。	業務の中で相談員が負担を抱え込まないよう、話を聞いて気持ちを共有するなどケアに努めた。	男女社会参画課

７　個別報告

男女平等参画意識の点検結果（事業№74関係）

男女平等参画施策を推進していくためには、まず、区政の担い手である職員自身が男女平等参画の視点を持ちながら業務を行い、区全体の取組として推進していく必要があります。

そこで本計画では、男女平等参画に関する職員の意識を把握するため、また男女平等参画の視点における配慮がなされていることを確認するため、定期的に点検・調査を行っていきます。（事業№74関係）

平成29年５月に、「職場環境への配慮」及び「事業の実施に際しての配慮」の２点について、各所属としての配慮度点検･調査を実施したので、集計結果を報告します。

●調査結果集計（所属件数）

＜職場環境への配慮＞

［調査対象：全所属］［調査該当所属数：72］

点　検　項　目		はい	いいえ
1	男女の性差によって、業務が差別的に割り振られたり、慣行的役割分担等がなされたりしておらず、男女ともに能力を発揮しやすい環境となっている。	72	0
2	男女を問わず、職場の環境改善について発言できる機会がある。また、職員同士のコミュニケーションが図れている。	71	1
3	妊娠中、子育て中の職員への勤務内容や健康管理上の配慮がなされている。また、男女ともに、休暇（子どもの急病･学校行事等）及び休業（育児･介護等）が取りやすい職場風土（雰囲気）になっている。	72	0
４①	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するため、①超過勤務の縮減に努めている。	69	3
４②	②年次有給休暇が取りやすい職場風土（雰囲気）になっている。	70	2

［「いいえ」の理由欄］

項目２

・コミュニケーションが取りにくい職員がいる。

項目４①②

・業務量が多く負担が重いため、縮減が困難。休暇も取りにくい。

・子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、業務量が増加しているため。

・都市計画マスタープランの改定事務の外、課全体の事務量の増大により、超過勤務は増加せざるを得ない状況である。

＜事業の実施に際しての配慮＞

［調査対象：区民向け事業を実施している所属］［調査該当所属数：43］

点　検　項　目		はい	いいえ
5	事業の企画、立案及び実施段階で女性と男性双方（区民または職員）の意見を聞き、女性又は男性のみの視点に偏らないようにしている。	43	0
6	広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信等において、性別による差別や男性の役割・女性の役割等、固定的性別役割分担意識を助長するような表現（文章・イラスト）や対応にならないようにしている。	43	0
7	事業の参加対象者を理由もなく性別で固定するようなことはせず、希望者が自由に参加できるようにしている。	43	0
8①	参加希望者に未就学のお子さんを連れた区民が多くいることが想定される事業の場合、①授乳・おむつ替えができる場所を確保している。	22	1
8②	②一時保育付きで実施している。	18	5

※項目８①②については、20の所属が「対象事業無し」と回答、23の所属が該当

［「いいえ」の理由欄］

項目８①②

・次年度に小学校へ入学する未就学児を対象とした事業であり、親子で参加するため。

・施設（文化会館）の親子席や保育室をご案内する等可能な限りニーズに対応できるようにしている。

・小学生以下の子どもを対象とする事業を実施する場合、保護者同伴で参加者募集を行っており、一時保育を必要としていないため。

・親子で参加する事業のため。

・多くの事業を野外で実施しており、数百名単位での参加者が見込まれるため、設定することは難しい。

男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画
いたばしアクティブプラン 2020
平成 28 年度実施状況報告書

板橋区総務部男女社会参画課

平成 29 年（2017 年）9 月

〒173-0014　東京都板橋区大山東町 32-15
TEL　03-3579-2486
FAX　03-3579-2345

刊行物番号
29－71